

「ICT活用の手引」



～福岡県立福岡魁誠高等学校～

令和5年7月 第2版

この手引きは、生徒の学びの質の向上に向けた、ICT（1人1台タブレット型端末）の活用に当たって、端末の管理・使用上のルールや注意点を、生徒や保護者等の皆様と共有することで、効果的なICT活用の推進を図るものです。

本手引をお読みくださり、本校の取組への御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

－目次－

1	端末使用の際のルール及び注意点	・・・	p2
2	生徒用アカウントの取り扱い	・・・	p2
3	端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方	・・・	p2
4	健康面への配慮	・・・	p3
5	トラブルが起きた場合の対応	・・・	p3
6	その他	・・・	p3
7	別紙資料	・・・	p4-5

1 端末使用の際のルール及び注意点

- 端末を使用するときや持って移動するときに、落としたり、濡らしたりしないよう、注意すること。
- 端末を家に持ち帰って使用する場合は、本手引の記載事項を遵守して使用すること。
- 学習に関係のない目的では使わないこと。
- 授業外での活用は、必ず担当教員に相談し、個人の判断で勝手に利用しないこと。
- 自分の端末を他人に貸したり、使わせたりしないこと。
- 許可なくアプリケーションをインストールすること及び本体の設定を変更しないこと。

2 生徒用アカウントの取り扱い

- 自分のアカウント・パスワードは、忘れないように記録する場合は別の紙にするなど適切に管理すること。
- アカウント・パスワードは、第三者に教えないこと。

3 端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方

- 本人の許可を得ることなく写真を撮影・掲載したり、録音・録画したりしないこと。
- 自分や他の生徒、家族等の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレス等）を、ネット上に不用意に書き込まないこと。
- 自他を問わず誹謗中傷等やネット上の差別情報にふれた際は、速やかに担任に相談すること。
- 著作権侵害に当たるようなファイル等のダウンロード、有害情報へのアクセス等を行わないこと。
- Facebook・Twitter・Instagram・LINE 等の SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用をしないこと。
- 駅や店舗等の公衆無線 LAN（無料 Wi-Fi スポット等）に接続しないこと。
- 学校外（自宅以外）で無線 LAN に接続するときは、担当教員の許可を得て使用すること。

4 健康面への配慮

- 端末を使用する際には良い姿勢を保ち、目と端末画面の間の距離 30 cm以上離すこと。
- 長時間継続して画面を見ないよう、30分に1回は20秒以上画面から目を離し、遠くを見るなどして目を休めること。

5 トラブルが起きた場合の対応

- 端末が故障、破損、紛失した場合、又は盗難にあった場合は、学校に相談・連絡すること。(土日、祝日を除く) 福岡魁誠高等学校 (電話 092-938-2021)
 - ※ 後日「貸与物品 故障・破損・紛失等届」を提出してください。
- 上記の場合、生徒の故意又は重大な過失によると認められるときは、保護者等に補償を請求することがあること。
- ネットトラブルに関しては、担任又は次の相談窓口にご相談すること。
[福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口 \(電話 0120-494-100\)](tel:0120-494-100)

6 その他

- 本校では、教育への ICT 活用の効果を検証するために、生徒に対して授業アンケートを実施します。
- ネットワークのトラブルが発生した場合は、管理業者に速やかに対応させるとともに、学習活動を止めないよう措置します。
- 本手引は年度の途中であっても内容の加筆修正を随時行う。最新版は、本校ホームページに掲載しますので、随時確認を行うこと。

学習用端末（タブレット）使用同意書

- 1 学習用端末（タブレット）を学校で使用する場合は、学校の管理のもと、使用時間・内容に制限を設けます。
- 2 学習用端末（タブレット）を自宅で借用する場合は、保護者の管理のもと、使用時間・内容に制限を設ける等、健全に利用してください。
- 3 学習活動に使用することが使用の条件です。学習活動以外の使用は禁止します。
- 4 通信機器による通話やメールの使用は禁止します。
- 5 Facebook・Twitter・Instagram・LINE等のSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用は禁止します。
- 6 許可なくアプリケーションをインストールすること及び本体の設定を変更することは禁止します。
- 7 著作権侵害に当たるようなファイル等のダウンロード、有害情報へのアクセス等は禁止します。
- 8 駅や店舗等の公衆無線LAN（無料Wi-Fiスポット等）に接続することは禁止します。
- 9 写真や動画等の個人情報の保存は禁止します。
- 10 情報端末は精密機器です。落下等による衝撃や保管場所の温度等に気を付けて丁寧に扱ってください。
- 11 機器の故障や破損、紛失、盗難等が発生した場合は、速やかに学校に連絡してください。
- 12 上記11において、生徒の故意又は重大な過失によると認められるときは、保護者等に補償を請求することがあります。
- 13 通話やSMS（メール）の利用及び有料アプリのダウンロードや課金等に伴い料金が発生した場合は、保護者等の負担になります。

令和 年 月 日

生徒氏名(自署)

保護者氏名(自署)

担任	情報図書課長	学事部長	生徒部長	教頭	副校長	校長

令和 年 月 日

福岡県立福岡魁誠高等学校長 殿

年次 組 番

生徒氏名(自署) _____

保護者氏名(自署) _____

貸与物品 破損・紛失等届

下記のとおり貸与物品を破損・紛失等したので届け出ます。

記

区分	破損・紛失・その他() ※該当に○
破損・紛失等した貸与物品	<ul style="list-style-type: none"> ・学習用タブレット端末 ・学習用タブレット端末付属品() <p style="text-align: right;">※該当に○</p>
破損・紛失等日時・場所	<p>令和 年 月 日 (曜日) 時 分(頃)</p> <p>場 所 _____</p>
故障の症状・破損・紛失等に至った経緯(状況や理由)	※できるだけ詳細に記載してください

※ 盗難の場合は警察に被害届を提出し、その証明書を添付してください